

## 令和4年度分 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 奈義町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.33%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.23%
全職員	69.93%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.39%
本庁課長補佐相当職	104.16%
本庁係長相当職	109.00%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.24%
31～35年	93.35%
26～30年	103.63%
21～25年	96.94%
16～20年	—%
11～15年	93.49%
6～10年	101.00%
1～5年	84.54%

#### 【説明欄】

- ・表中の割合は、一般職員、任期付職員及び会計年度任用職員（雇用保険加入対象者）を対象者としている。
- ・役職段階別において、区分「本庁部局長・次長相当職」は該当となる職員が存在しないため算出不可。
- ・勤続年数別において、区分「16～20年」には女性職員がいないため算出不可。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。